

令和3年度における司法行政文書の管理の状況について

令和5年4月

最高裁判所事務総局秘書課

## 目 次

はじめに.....	3
<b>I 対象裁判所.....</b>	<b>4</b>
<b>II 対象期間 .....</b>	<b>4</b>
<b>III 報告の概要.....</b>	<b>4</b>
1 ファイルの作成等の状況.....	4
(1) 保存しているファイル数 .....	5
(2) ファイルの媒体の種別.....	6
2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況 .....	6
3 文書管理に係る研修の実施状況 .....	8
4 点検及び監査の実施状況.....	9
(1) 点検の実施状況.....	9
(2) 監査の実施状況.....	10
5 司法行政文書の紛失等の状況.....	10
(1) 司法行政文書の紛失等の状況 .....	10
(2) 職員の処分の状況 .....	11
6 秘密文書の管理状況.....	12
<資 料>	
資料1 ファイルの保存数及び媒体の種別.....	15
資料2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況.....	16
資料3 研修の実施状況.....	17
資料4 点検及び監査の実施状況.....	18
資料5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況） .....	19
資料6 紛失、誤廃棄等の状況.....	20

## はじめに

裁判所の文書の管理の在り方については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第13条第2項において、同法の趣旨、裁判所の地位及び権能等を踏まえ検討を行うことと規定されている。

裁判所では、同法の趣旨を踏まえて、司法行政文書の管理について、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）及び平成30年11月30日付け最高裁秘書第4957号秘書課長通達「秘密文書管理要領について」（以下「秘密文書管理要領」という。）を定めること等により、司法行政文書の適正な管理を図ることとしている。その状況を把握するため、管理通達記第8の3においては、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の長は、司法行政文書の管理状況（地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所の管理状況を含む。）について、毎年度、秘書課長に報告しなければならないと定めており、同4においては、秘書課長は、毎年度、最高裁判所の管理状況及び当該報告について、その概要を公表することとされている。

本資料は、令和3年度における司法行政文書の管理の状況について、各裁判所からの報告を受け、最高裁判所の状況も加えた上でその概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第2位（特に注記をした場合を除く。）を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

## I 対象裁判所

高等裁判所（8庁）、地方裁判所（50庁）及び家庭裁判所（50庁）（高等裁判所にあつては支部、地方裁判所にあつては支部及び管内の簡易裁判所、家庭裁判所にあつては支部及び出張所を含む。）

なお、地方裁判所及び家庭裁判所については、両裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合があることから、両裁判所を合わせた数値を掲載している箇所がある（当該箇所にはその旨を注記した。）。

おつて、最高裁判所においても同様の調査を実施した。

## II 対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の状況（※）

時点を問うものについては、令和4年4月1日時点の状況

※ ただし、令和3年度に新規に作成されたファイルについては、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に作成されたものを対象としている。

## III 報告の概要

### 1 ファイルの作成等の状況

裁判所の職員は、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（管理通達記第3の1）。これに基づき、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有する「司法行政文書」（管理通達記第1の2の(1)）は、その保存期間を1年以上とするものについては、能率的な事務の処理及び司法行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以

下「ファイル」という。)にまとめなければならないとされている(管理通達記第1の2の(6)及び第4の1)。

(1) 保存しているファイル数

裁判所が保存しているファイルの数は、表1のとおり、302,506ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が13,074ファイル(4.3%)、高等裁判所が20,235ファイル(6.7%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が269,197ファイル(89.0%)となっている。

このうち、令和3年度に新規に作成されたファイルは、60,461ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が2,332ファイル(3.9%)、高等裁判所が3,939ファイル(6.5%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が54,190ファイル(89.6%)となっている。

令和2年度と比べると、保存しているファイル数は1,484ファイル(対前年度△0.5%)減少している。

**表1 保存しているファイル数**

ファイル数		総数	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所及び家庭裁判所
令和3年度		302,506	13,074	20,235	269,197
		100.0%	4.3%	6.7%	89.0%
うち新規		60,461	2,332	3,939	54,190
		100.0%	3.9%	6.5%	89.6%
令和2年度		303,990	12,608	20,109	271,273
		100.0%	4.1%	6.6%	89.2%
うち新規		60,067	2,161	3,854	54,052
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%
令和元年度		309,484	12,366	20,216	276,902
		100.0%	4.0%	6.5%	89.5%
うち新規		62,499	2,240	4,028	56,231
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成されたファイル数で、内数を表す。  
 2 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

(2) ファイルの媒体の種別

裁判所が保存している全てのファイル(302,506ファイル)について、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が231,933ファイル(76.7%)、電子媒体が16,421ファイル(5.4%)、電子と紙の両方を含むものが54,152ファイル(17.9%)となっており、令和2年度と同様に、紙媒体がその大多数を占めている。

なお、電子と紙の両方を含むファイルとは、1つのファイル中に電子媒体と紙媒体という異なる種別が含まれているものをいう。

表2 ファイルの媒体の種別

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数		(総数)	紙媒体	電子媒体	電子媒体と紙媒体の両方を含むもの	その他の媒体
令和3年度		302,506	231,933	16,421	54,152	0
		100.0%	76.7%	5.4%	17.9%	0.0%
	うち新規	60,461	47,981	3,216	9,264	0
		100.0%	79.4%	5.3%	15.3%	0.0%
令和2年度		303,990	232,416	14,486	57,088	0
		100.0%	76.5%	4.8%	18.8%	0.0%
	うち新規	60,067	47,966	2,308	9,793	0
		100.0%	79.9%	3.8%	16.3%	0.0%
令和元年度		309,484	232,564	15,520	61,400	0
		100.0%	75.1%	5.0%	19.8%	0.0%
	うち新規	62,499	49,620	1,804	11,075	0
		100.0%	79.4%	2.9%	17.7%	0.0%

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、電子決裁システム等で管理されるファイルを表す。

2 「うち新規」は、当該年度に新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

3 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

ファイルは、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類

し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている（管理通達記第4の1の(3)及び2）。

そして、裁判所の各部署における司法行政文書の管理の実施の責任者である文書管理者は、ファイルの保存期間が満了したときは、保存期間及び保存期間の満了する日を延長又は移管をする場合を除き、当該ファイルを廃棄しなければならないとされており（管理通達記第7の3の(2)）、廃棄をしようとする場合、最高裁判所においては、あらかじめ、文書管理事務を総括する総括文書管理者と協議しなければならない（最高裁実施通達記第11の2の(1)）、下級裁判所においては、総括文書管理者の承認を得て、速やかに行わなければならない（下級裁実施通達記第11の2の(1)）。

なお、移管をすべき司法行政文書がまとめられているファイルについては、申合せに基づき、最高裁判所から内閣総理大臣に移管している（公文書等の管理に関する法律第14条第1項）。

裁判所において、令和3年度に保存期間が満了したファイル（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）は、64,186ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表3のとおり、「移管」することとされたものが42ファイル（0.1%）、「廃棄」することとされたものが61,658ファイル（96.1%）、保存期間を「延長」することとされたものが2,486ファイル（3.9%）となっている。

令和2年度と比べると、「移管」することとされたファイル数が2ファイル増加、「廃棄」することとされたファイル数が2,268ファイル減少、「延長」することとされたファイル数が557ファイル増加している。

**表3 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄の状況**

(各欄の上段の単位：ファイル)

保存期間満了ファイル数		移管	廃棄	延長
	(総数)			
令和3年度	64,186	42	61,658	2,486
	100.0%	0.1%	96.1%	3.9%
令和2年度	65,895	40	63,926	1,929
	100.0%	0.1%	97.0%	2.9%
令和元年度	64,677	81	61,534	3,062
	100.0%	0.1%	95.1%	4.7%

(注) 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

### 3 文書管理に係る研修の実施状況

司法行政文書の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、総括文書管理者は、職員に対し、必要な研修を行うものとされている（管理通達記第9）。

裁判所における研修の実施状況をみると、表4のとおり、延べ236回の研修を実施しており、このうち一般職員を主な対象とした研修（対象者が「その他」に該当するもの）が146回（61.9%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ2,385人が参加している。

令和2年度と比べると、研修回数、参加職員数とも増加している。

表4 研修の実施状況

(単位：回、人)

研修の実施回数		236 (131)
対象者別	新規採用職員	66
	転入者	12
	文書管理者又は文書管理担当者	12
	その他	146
研修の参加職員数		2,385 (1,407)

(注) ( )内は、令和2年度のもの。

#### 4 点検及び監査の実施状況

文書管理者は、その管理する司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている(管理通達記第8の1の(1))。

また、裁判所における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者である監査責任者は、司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている(管理通達記第8の1の(2))。

##### (1) 点検の実施状況

裁判所の点検の実施状況をみると、表5のとおり、全文書管理者1,326人のうち、1,325人(99.9%)の文書管理者が点検を実施している。

なお、1人の文書管理者が点検を実施しなかった理由は、当該文書管理者が所属する部署において、ファイルとして管理すべき司法行政文書がないためであった。しかし、点検の必要性は、文書の有無に左右されないものであるため、全ての文書管理者において点検が実施されるよう注意喚起をした。

**表5 点検の実施状況**

文書管理者数		点検を実施	点検を未実施
	(総数)		
令和3年度	1,326 100.00%	1,325 99.92%	1 0.08%
令和2年度	1,323 100.00%	1,319 99.70%	4 0.30%
令和元年度	1,317 100.00%	1,314 99.77%	3 0.23%

(注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。  
 2 各欄の下段は、文書管理者数の総数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

裁判所における監査の実施状況をみると、全ての裁判所（86庁）（地方裁判所と家庭裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合はその庁を1として計上した数。以下(2)において同じ。）で文書管理に係る監査が実施されている。そのうち、74庁において、「ファイル管理簿に、保存期間表にないファイルを記載している」、「保管期間が満了したファイルや、事務処理上必要な期間が満了した短期保有文書が廃棄されていない」、「保存期間を延長したファイルについて、事務記録の背表紙の保存期間満了日が正しく修正されていない」などの指摘事項がみられ、改善措置等が講じられている（資料5参照）。

5 司法行政文書の紛失等の状況

(1) 司法行政文書の紛失等の状況

司法行政文書の紛失及び誤廃棄（以下5において「紛失等」という。）は、被害の拡大防止や事務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、文書管理者は、その管理する司法行政文書の紛失等が明らかとなった場合には、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない（管理通達記第8の2の(1)）。

令和3年度においては、各裁判所における文書管理に係る点検の結果などにより、表6のとおり、25件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因としては、文書の保管が適切に行われておらず紛失したもの、廃棄時の確認を適切に行わなかったことで廃棄対象文書と混在し誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、各裁判所において、総括文書管理者への報告がなされ、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている。

#### ○紛失等の事案と再発防止策の事例

- ▶ ファイルの所在が確認できず、調査した結果、所定の背表紙が貼付されていないなど文書が適切な形態で保管されておらず、紛失したものとされた事案

⇒ ・関係者への注意喚起、指導等

- ・関係者以外の職員への注意喚起、適正管理の周知徹底等
- ・業務手順、マニュアル等の見直し

#### (2) 職員の処分の状況

司法行政文書の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各裁判所において職員の処分を行うこととなる。令和3年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表6及び表7のとおり、懲戒処分が行われた事案はなかった。

**表6 紛失等の状況**

(単位：件)

紛失等事案の件数  (総数)		事案別		対応別						
				再発防止のための措置				復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数
		紛失	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			
令和3年度	25	19	6	18	18	18	1	19	0	0
令和2年度	22	19	3	19	12	14	1	15	0	0
令和元年度	22	13	9	19	12	16	0	7	0	0

(注) 1 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。  
 2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

**表7 不適切な文書管理事案への対応**

(単位：件)

	紛失等を除く 不適切な文書管理事案 の件数 (懲戒処分が行われた ものに限る。)	対応別				
		再発防止のための措置				事案の公表を行った件数
		関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0

6 秘密文書の管理状況

公表しないこととされている情報が記録された司法行政文書のうち秘密保全を要する司法行政文書（以下「秘密文書」という。）の管理として、極秘文書（秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む司法行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の司法行政文書）を指

定し、秘密文書については、管理通達及び秘密文書管理要領に則り管理することとされている（管理通達記第10）。

令和3年度においても新規作成したファイルに秘密文書が含まれるものはなかった。

## <資料>

### 裁判所別内訳表

- 資料 1 ファイルの保存数及び媒体の種別
- 資料 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況
- 資料 3 研修の実施状況
- 資料 4 点検及び監査の実施状況
- 資料 5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）
- 資料 6 紛失、誤廃棄等の状況

資料1 ファイルの保存数及び媒体の種類

(単位:ファイル)

裁判所名	ファイル数								
	紙媒体	電子媒体 (※2)	電子媒体と紙媒体 の両方を含む もの	その他の媒体 (※3)	うち令和3年度中に 新たに作成された数				
最高裁判所	13,074	8,717	922	3,435	0	2,332			
高等裁判所	東京	3,267	3,200	23	44	0	608		
	大阪	2,621	1,820	280	521	0	464		
	名古屋	2,117	1,491	202	424	0	388		
	広島	2,938	2,088	288	562	0	548		
	福岡	2,582	1,359	222	1,001	0	554		
	仙台	2,832	1,852	233	747	0	610		
	札幌	2,163	1,187	251	725	0	401		
	高松	1,715	864	219	632	0	366		
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	6,572	6,045	8	519	0	1,497	
		東京 家裁	2,577	1,400	64	1,113	0	571	
		横浜 地裁	6,064	5,701	4	359	0	1,225	
		横浜 家裁	2,322	1,492	46	784	0	480	
		さいたま 地裁	4,157	3,954	9	194	0	858	
		さいたま 家裁	1,930	1,633	5	292	0	417	
		千葉 地裁	5,753	5,441	8	304	0	1,051	
		千葉 家裁	2,912	2,642	85	185	0	534	
		水戸 地裁	3,632	3,335	10	287	0	811	
		水戸 家裁	1,662	1,612	5	45	0	338	
		宇都宮 地裁	3,676	3,117	7	552	0	770	
		宇都宮 家裁	1,927	1,682	16	229	0	378	
		前橋 地裁	4,844	4,657	18	169	0	881	
		前橋 家裁	2,079	1,287	22	770	0	362	
		静岡 地裁	5,484	5,212	12	260	0	885	
		静岡 家裁	2,513	1,820	5	688	0	410	
		甲府	2,207	1,931	12	264	0	445	
		長野	4,623	3,657	20	946	0	830	
		新潟 地裁	5,678	5,502	13	163	0	1,033	
		新潟 家裁	2,869	2,322	5	542	0	599	
	大阪管内	大阪 地裁	4,768	3,902	409	457	0	1,110	
		大阪 家裁	2,450	1,791	308	351	0	489	
		京都 地裁	3,781	3,001	338	442	0	785	
		京都 家裁	1,779	1,320	268	191	0	345	
		神戸 地裁	6,185	5,339	314	532	0	1,311	
		神戸 家裁	3,197	2,413	453	331	0	683	
		奈良	2,539	1,818	363	358	0	545	
		大津	3,221	1,953	351	917	0	639	
		和歌山	3,837	2,900	482	455	0	820	
		名古屋管内	名古屋 地裁	5,352	4,624	223	505	0	1,049
	名古屋 家裁		2,283	1,416	191	676	0	413	
	津 地裁		2,490	1,620	362	508	0	599	
	津 家裁		899	420	213	266	0	179	
	岐阜		3,524	2,584	139	801	0	615	
	福井		3,245	2,141	328	776	0	635	
	金沢 地裁		2,940	2,080	448	412	0	596	
	金沢 家裁		1,683	985	469	229	0	310	
	富山		2,405	1,202	280	923	0	455	
	富山 地裁		5,520	4,869	121	530	0	1,107	
	広島管内	広島 家裁	2,393	1,917	120	356	0	480	
		山口	6,510	5,780	113	617	0	1,201	
		岡山 地裁	5,089	4,415	83	591	0	1,069	
		岡山 家裁	2,498	1,927	64	507	0	458	
		鳥取	3,018	2,071	239	708	0	620	
		松江	4,097	3,198	293	606	0	796	
		福岡 地裁	4,588	3,685	209	694	0	975	
		福岡 家裁	2,280	1,384	199	697	0	425	
		佐賀	3,194	2,140	134	920	0	619	
		福岡管内	長崎 地裁	3,181	2,537	127	517	0	657
	長崎 家裁		1,992	1,152	97	743	0	355	
	大分		2,775	1,584	315	876	0	594	
	熊本 地裁		3,785	2,921	116	748	0	779	
	熊本 家裁		2,344	1,409	86	849	0	509	
	鹿児島 地裁		4,170	3,086	197	887	0	985	
	宮崎 地裁		2,534	1,312	205	1,017	0	524	
	宮崎 家裁		1,505	812	120	573	0	304	
	那覇 地裁		2,408	1,479	195	734	0	509	
	那覇 家裁		1,150	398	136	616	0	224	
	仙台管内	仙台 地裁	4,569	3,774	146	649	0	969	
		仙台 家裁	2,234	1,565	177	492	0	519	
		福島 地裁	3,924	2,942	68	914	0	821	
		福島 家裁	2,139	1,417	25	697	0	400	
		山形	4,797	3,706	339	752	0	980	
		盛岡	5,931	4,097	219	1,615	0	1,093	
		秋田	5,407	3,714	261	1,432	0	1,127	
		青森	5,009	3,634	225	1,150	0	1,040	
		札幌管内	札幌 地裁	5,764	4,787	466	511	0	1,156
			札幌 家裁	4,388	3,506	398	484	0	884
	函館		3,267	2,084	503	680	0	623	
	旭川		3,951	2,772	341	838	0	809	
	釧路		4,181	3,239	245	697	0	861	
	高松管内	高松 地裁	2,411	1,719	163	529	0	521	
		高松 家裁	1,959	1,642	80	237	0	450	
		徳島	3,703	2,693	146	864	0	706	
		高知	3,374	2,206	261	907	0	672	
	高松管内	高松 地裁	4,510	3,817	81	612	0	918	
		高松 家裁	2,589	2,014	155	420	0	498	
	計 (割合)	302,506 100.0%	231,933 76.7%	16,421 5.4%	54,152 17.9%	0 0.0%	60,461 20.0%		

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

2 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム等で管理されるファイルを表す。

3 「その他の媒体」は、紙媒体及び電子媒体のいずれにも該当しないファイルを表す。

裁判所名		令和3年度に保存期間が満了したファイル数				
			廃棄	延長	移管	
最高裁判所		2,485	1,777	666	42	
高等裁判所	東京	729	662	67		
	大阪	443	403	40		
	名古屋	361	335	26		
	広島	635	577	58		
	福岡	508	472	36		
	仙台	677	646	31		
	札幌	421	381	40		
	高松	306	289	17		
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	1,517	1,475	42	
		東京 家裁	651	643	8	
	横浜	横浜 地裁	1,338	1,308	30	
		横浜 家裁	457	454	3	
	さいたま	さいたま 地裁	905	894	11	
		さいたま 家裁	393	389	4	
	千葉	千葉 地裁	1,316	1,283	33	
		千葉 家裁	656	641	15	
	水戸	水戸 地裁	722	717	5	
		水戸 家裁	308	308	0	
	宇都宮	宇都宮 地裁	785	746	39	
		宇都宮 家裁	377	364	13	
	前橋	前橋 地裁	1,070	1,056	14	
		前橋 家裁	439	438	1	
	静岡	静岡 地裁	1,185	1,180	5	
		静岡 家裁	514	499	15	
	甲府	甲府 地裁	439	428	11	
		甲府 家裁	957	938	19	
	長野	長野 地裁	1,347	1,337	10	
		長野 家裁	620	617	3	
	新潟	新潟 地裁	1,239	1,200	39	
		新潟 家裁	485	478	7	
	大阪管内	大阪 地裁	743	720	23	
		大阪 家裁	346	340	6	
		京都 地裁	1,339	1,316	23	
		京都 家裁	594	584	10	
		神戸 地裁	532	518	14	
		神戸 家裁	676	665	11	
		奈良 地裁	844	830	14	
		奈良 家裁	1,209	1,174	35	
	名古屋管内	名古屋 地裁	473	454	19	
		名古屋 家裁	492	485	7	
		津 地裁	161	159	2	
		津 家裁	873	866	7	
		岐阜 地裁	561	544	17	
		岐阜 家裁	484	476	8	
		福井 地裁	285	277	8	
		福井 家裁	531	525	6	
		富山 地裁	1,247	1,173	74	
		富山 家裁	497	490	7	
	広島管内	広島 地裁	1,582	1,558	24	
		広島 家裁	1,194	1,180	14	
		山口 地裁	544	539	5	
		山口 家裁	607	553	54	
		岡山 地裁	914	880	34	
		岡山 家裁	1,026	986	40	
	福岡管内	福岡 地裁	494	465	29	
		福岡 家裁	608	593	15	
		佐賀 地裁	769	749	20	
		佐賀 家裁	468	459	9	
		長崎 地裁	543	542	1	
		長崎 家裁	837	788	49	
		大分 地裁	468	435	33	
		大分 家裁	715	697	18	
		熊本 地裁	518	497	21	
		熊本 家裁	320	307	13	
		鹿児島 地裁	517	511	6	
		鹿児島 家裁	189	182	7	
	仙台管内	仙台 地裁	1,101	1,088	13	
		仙台 家裁	420	413	7	
		福島 地裁	870	841	29	
		福島 家裁	453	432	21	
		山形 地裁	1,139	1,093	46	
		山形 家裁	1,144	1,142	2	
		盛岡 地裁	1,211	1,184	27	
		盛岡 家裁	1,110	1,104	6	
	札幌管内	札幌 地裁	1,260	1,203	57	
		札幌 家裁	983	962	21	
		函館 地裁	638	538	100	
		函館 家裁	779	732	47	
		旭川 地裁	953	907	46	
	高松管内	高松 地裁	461	430	31	
		高松 家裁	342	335	7	
		徳島 地裁	658	656	2	
		徳島 家裁	690	676	14	
		高知 地裁	952	943	9	
	高知 家裁	537	527	10		
	計		64,186	61,658	2,486	42
	(割合)		100.0%	96.1%	3.9%	0.1%

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

裁判所名	研修の実施回数					研修参加職員数		
	新規採用職員	対象者別						
		転入者	文書管理者・文書管理担当者	その他				
最高裁判所	6	1	4	0	1	273		
高等裁判所	東京	5	2	1	1	59		
	大阪	4	2	0	0	10		
	名古屋	16	4	0	0	3		
	広島	8	1	1	0	22		
	福岡	8	1	0	0	188		
	仙台	3	1	0	0	13		
	札幌	10	1	0	0	9		
	高松	3	1	0	0	6		
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	3	1	0	0	2	93
		東京 家裁	4	0	0	0	4	70
		横浜 地裁	3	2	1	0	0	6
		横浜 家裁	1	0	0	0	1	22
		さいたま 地裁	11	10	0	0	1	11
		さいたま 家裁	3	2	0	0	1	11
		千葉 地裁	0	0	0	0	0	1
		千葉 家裁	2	2	0	0	0	10
		水戸 地裁	0	0	0	0	0	4
		水戸 家裁	3	2	0	0	1	10
		宇都宮 地裁	1	0	0	0	1	22
		宇都宮 家裁	1	0	1	0	0	9
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	
	前橋 家裁	3	1	0	0	2	8	
	静岡 地裁	0	0	0	0	0	2	
	静岡 家裁	1	0	0	0	1	3	
	甲府 地裁	1	0	0	0	1	11	
	長野 地裁	0	0	0	0	0	4	
	新潟 地裁	0	0	0	0	0	1	
	新潟 家裁	0	0	0	0	0	1	
	大阪管内	大阪 地裁	6	3	0	0	3	47
		大阪 家裁	1	0	0	1	0	40
		京都 地裁	3	0	0	0	3	23
		京都 家裁	4	3	0	0	1	7
神戸 地裁		1	0	0	0	1	22	
神戸 家裁		1	0	0	0	1	17	
奈良 地裁		2	2	0	0	0	7	
大津 地裁	4	2	0	1	1	32		
和歌山 地裁	1	0	0	0	1	11		
名古屋管内	名古屋 地裁	6	2	0	0	4	40	
	名古屋 家裁	2	0	0	0	2	17	
	津 地裁	5	1	0	0	4	18	
	津 家裁	5	1	0	0	4	6	
	岐阜 地裁	8	3	1	0	4	35	
	福井 地裁	5	1	0	1	3	28	
	金沢 地裁	0	0	0	0	0	11	
富山 地裁	3	0	0	1	2	40		
広島管内	広島 地裁	2	0	0	1	1	47	
	広島 家裁	2	0	1	0	1	24	
	山口 地裁	1	0	0	0	1	52	
	岡山 地裁	0	0	0	0	0	11	
	岡山 家裁	0	0	0	0	0	8	
	鳥取 地裁	9	1	0	0	8	11	
松江 地裁	0	0	0	0	0	13		
福岡管内	福岡 地裁	6	2	0	0	4	34	
	福岡 家裁	1	0	0	0	1	23	
	佐賀 地裁	0	0	0	0	0	9	
	長崎 地裁	3	0	0	2	1	208	
	長崎 家裁	0	0	0	0	0	86	
	大分 地裁	7	1	0	1	5	42	
	熊本 地裁	8	1	0	1	6	118	
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	40	
	鹿児島 地裁	1	0	0	0	1	36	
	宮崎 地裁	1	0	0	0	1	26	
	宮崎 家裁	1	0	0	0	1	8	
那覇 地裁	3	1	0	0	2	25		
那覇 家裁	3	0	2	0	1	15		
仙台管内	仙台 地裁	0	0	0	0	0	14	
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	5	
	福島 地裁	3	1	0	1	1	12	
	福島 家裁	2	0	0	0	2	2	
	山形 地裁	4	1	0	0	3	13	
	盛岡 地裁	3	1	0	0	2	14	
札幌管内	秋田 地裁	0	0	0	0	0	11	
	青森 地裁	1	0	0	0	1	28	
	札幌 地裁	1	0	0	0	1	34	
	札幌 家裁	7	2	0	0	5	18	
	函館 地裁	0	0	0	0	0	5	
	旭川 地裁	1	0	0	0	1	12	
高松管内	釧路 地裁	0	0	0	0	0	9	
	高松 地裁	4	0	0	1	3	44	
	高松 家裁	1	1	0	0	0	2	
	徳島 地裁	0	0	0	0	0	11	
	高知 地裁	1	0	0	0	1	8	
松山 地裁	2	1	0	0	1	18		
松山 家裁	1	1	0	0	0	7		
計	236	66	12	12	146	2,385		

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

資料4 点検及び監査の実施状況

裁判所名	点検を 実施した 文書 管理者数	監査の実施状況				
		監査の実施の有無(※2)		改善措置の実施 の有無(※3)		
		指摘事項の有無 (※3)				
最高裁判所	43	○	○	○		
高等裁判所	東京	9	○	○	○	
	大阪	6	○	○	○	
	名古屋	8	○	○	○	
	広島	7	○	○	○	
	福岡	7	○	○	○	
	仙台	7	○	○	○	
	札幌	5	○	○	○	
	高松	5	○	○	○	
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	24	○	○	○
		東京 家裁	10	○	○	○
		横浜 地裁	21	○	○	○
		横浜 家裁	9	○	○	○
		さいたま 地裁	21	○	○	○
		さいたま 家裁	8	○	○	○
		千葉 地裁	24	○	○	○
		千葉 家裁	12	○	○	○
		水戸 地裁	21	○	—	—
		水戸 家裁	9	○	○	○
		宇都宮 地裁	14	○	○	○
		宇都宮 家裁	7	○	○	○
	前橋 地裁	18	○	○	○	
	前橋 家裁	8	○	○	○	
	静岡 地裁	14	○	○	○	
	静岡 家裁	8	○	○	○	
	甲府 地裁	13	○	—	—	
	長野 地裁	30	○	○	○	
	新潟 地裁	16	○	○	○	
	新潟 家裁	9	○	○	○	
	大阪管内	大阪 地裁	24	○	○	○
		大阪 家裁	8	○	○	○
		京都 地裁	22	○	○	○
		京都 家裁	9	○	○	○
		神戸 地裁	29	○	○	○
		神戸 家裁	14	○	○	○
		奈良 地裁	16	○	○	○
	大津 地裁	17	○	○	○	
	和歌山 地裁	21	○	○	○	
	名古屋管内	名古屋 地裁	18	○	○	○
		名古屋 家裁	9	○	○	○
		津 地裁	18	○	○	○
		津 家裁	8	○	○	○
		岐阜 地裁	22	○	○	○
		福井 地裁	16	○	—	—
		金沢 地裁	9	○	—	—
	富山 地裁	15	○	○	○	
	広島管内	広島 地裁	20	○	○	○
		広島 家裁	9	○	○	○
		山口 地裁	28	○	○	○
		岡山 地裁	17	○	○	○
		岡山 家裁	7	○	○	○
鳥取 地裁		14	○	○	○	
松江 地裁		22	○	○	○	
福岡管内	福岡 地裁	24	○	○	○	
	福岡 家裁	15	○	○	○	
	佐賀 地裁	17	○	○	○	
	長崎 地裁	22	○	—	—	
	長崎 家裁	10	○	—	—	
	大分 地裁	21	○	○	○	
	熊本 地裁	23	○	○	○	
	熊本 家裁	10	○	○	○	
	鹿児島 地裁	33	○	—	—	
	宮崎 地裁	13	○	○	○	
仙台管内	宮崎 家裁	6	○	○	○	
	那覇 地裁	13	○	—	—	
	那覇 家裁	7	○	—	—	
	仙台 地裁	17	○	○	○	
	仙台 家裁	9	○	○	○	
	福島 地裁	18	○	○	○	
	福島 家裁	9	○	○	○	
札幌管内	山形 地裁	18	○	○	○	
	盛岡 地裁	29	○	○	○	
	秋田 地裁	27	○	○	○	
	青森 地裁	18	○	○	○	
	札幌 地裁	24	○	○	○	
	札幌 家裁	13	○	—	—	
	函館 地裁	14	○	○	○	
	旭川 地裁	24	○	○	○	
	釧路 地裁	23	○	—	—	
	高松管内	高松 地裁	9	○	○	○
高松管内	高松 家裁	6	○	○	○	
徳島 地裁	18	○	○	○		
高知 地裁	17	○	○	○		
松山 地裁	17	○	○	○		
松山 家裁	8	○	○	○		
計(割合)	1,325 99.9%	86	74	74		

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値、監査の実施の有無等を記載している。

2 「○」は監査を実施したもの、「—」は○に該当しないものを表す。

3 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は○に該当しないものを表す。

資料5 監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分	指摘事項	改善等措置状況(※)	
作成	保存期間表に記載のないファイルが作成されていた。	保存期間表に従って分類(名称)を設定するよう指導した。	
整理	分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイルの分類(名称)が保存期間表と異なるものがあった(誤記)。</li> <li>・令和元年分の事務記録に編てつすべき文書を令和2年分の事務記録に編てつしていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間表に従って分類(名称)を設定するよう指導した。</li> <li>・是正するよう指導した。</li> </ul>
	保存期間	事務記録の背表紙の保存期間満了日に誤記があった。	ファイル管理簿は修正されているものの、背表紙の誤った記載は廃棄漏れ等に繋がることから、背表紙もファイル管理簿に沿って修正する。
保存	共用のキャビネットや書庫、共有フォルダ内に、組織共用性のない個人的な資料が保管されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに取り除かせたほか、組織共用性のある文書と個人的な資料は分けて管理することを指導した。</li> <li>・組織として現用性のあるものについては、資料文書とすることも含め、管理方法について検討するよう指導した。</li> </ul>	
ファイル管理簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイル管理簿上の保存場所は「その他(システム・事務室)」となっているのに、背表紙は「システム」となっているものがあった。</li> <li>・書庫内のファイルについて、背表紙の記載が「事務室」となっているものが多数あった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイル管理簿の正確性を担保する必要があることから、背表紙は実態に合わせて修正するよう指導した。</li> <li>・併せてファイル管理簿の記載も確認するよう指導した。</li> </ul>	
移管、廃棄及び保存期間等の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間が満了したファイルがキャビネットに残存していた。</li> <li>・短期保有文書の簿冊が事務処理上必要な期間が満了しても廃棄されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイル管理簿には記載のないファイルであったため、確認の上で、廃棄漏れである場合は廃棄するよう指導した。</li> <li>・適切に廃棄するよう指導した。</li> </ul>	

※ 各庁において措置を講ずる予定であるものを含む。

裁判所名	紛失等事案の発生件数			再発防止のための措置(※3)							復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数(※4)
	紛失(※2)	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等			業務手順、マニュアル等の見直し	その他					
最高裁判所	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	
高等裁判所	東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仙台	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	
	札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京 家裁	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
		横浜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		横浜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		さいたま 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		千葉 地裁	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
		千葉 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宇都宮 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前橋 家裁	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	
	静岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	静岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	甲府 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	甲府 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長野 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長野 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟 地裁	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0		
新潟 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大阪管内	大阪 地裁	4	4	0	4	4	4	0	1	0	0		
	大阪 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	京都 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	京都 家裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0		
	神戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	神戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	奈良 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
和歌山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
名古屋管内	名古屋 地裁	3	3	0	3	3	3	0	3	0	0		
	名古屋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	津 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岐阜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岐阜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福井 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福井 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	金沢 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	金沢 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島管内	富山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	富山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	広島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	広島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山口 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山口 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岡山 地裁	3	2	1	1	1	0	0	1	0	0		
	岡山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鳥取 地裁	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0		
	鳥取 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡管内	福岡 地裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0		
	福岡 家裁	2	1	1	1	1	1	0	7	0	0		
	佐賀 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	佐賀 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大分 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大分 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊本 地裁	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0		
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
仙台管内	鹿児島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鹿児島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	宮崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	宮崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	那覇 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	那覇 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	仙台 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
札幌管内	山形 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山形 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	盛岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	盛岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	秋田 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	秋田 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	青森 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	青森 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	札幌 地裁	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0		
	札幌 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高松管内	函館 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	函館 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	旭川 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	旭川 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	釧路 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	釧路 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高松 地裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0		
高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高松管内	徳島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	徳島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高知 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高知 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高松管内	松山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	松山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	25	19	6	18	18	18	1	19	0	0			

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

※2 必ずしも誤廃棄したとしない事案は、「紛失」に計上した。

※3 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

※4 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分を表す。